（別添１）

松戸市子育て世代防災啓発用冊子等作成業務委託仕様書

本仕様書は、当該業務に関して基本的な事項を示したものである。

そのため、その他必要と考えられるものについては、適宜創意工夫し提案すること。

１　委託業務名

　　松戸市子育て世代防災啓発用冊子等作成業務委託

２　目的

　　本業務の目的は、少子化対策の位置づけとして子育て世代である小学生の保護者が児童とともに災害、特に大地震に備えその生命を守るため、自己と児童を守るための行動やその準備のための知識を提供することとする。そのため、災害発生時に児童やその保護者が身の安全を図り被害を最小限に抑えることを目的とします。この啓発のため松戸市内小学校を通じ小学１年生から６年生に下記６にある物品を提供します。

1. 配布時期：平成２８年３月１５日（火）まで
2. 配布場所：各公立小学校と聖徳大学付属小学校
3. 配布方法：上記小学校に指定数量を配布し、学校で全児童へ配布する
4. 配布後の活用：児童が家庭に持ち帰り、保護者と児童が冊子を読み、書き込みができるようにし活用できるようにする。また、家庭内でいつでも振り返り読めるようにし、防災に関する意識が継続できるようにする。

３　期間

　　契約日の翌日から平成２８年３月３１日まで

４　委託業務内容

1. 防災啓発用冊子および防災啓発用品の作成
2. 上記（１）を家庭内で保管できるようにするため冊子保管用物品を作成
3. 上記（１）を（２）に入れ込みセットとする。市内４５の小学校に指定された数量を納品する。

（４）本事業の検証（啓発効果分析）を行うための方法を導入すること。

小学６年生（卒業生）の検証も行うためアンケートの返信用封筒（小学６年生分のみ）を同封し回収する。

５　連絡調整

　　受託者は、作成業務の遂行にあたっては市役所への適宜来庁、メールの活用等、市と密に連絡調整を図るとともに、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

６　成果品の内容

1. 防災啓発用冊子
   1. 大きさ　完成品はＪＩＳＡ４版を超えないこと
   2. ページ数　概ね２０～５０頁程度

防災啓発に適切な内容を盛り込んだページ構成とする。

* 1. 内容　提案によるものとするが、小学生が保護者と一緒に読み、考え、

書き込めるものとするため、理解しやすく関心を持ちやすいもの

に仕上げること。難しい漢字にはルビをつけるなどし、全体的に

読みやすい文章で構成すること。目的に則り、強調する項目は印

象に残るようにすること。

**必須項目　・自宅から避難所までの経路を書き込むことのできる欄及び避難所の様子などがわかる写真やイラストが記載されたページを設けること。**

**・冊子の監修者を置き内容等が適切であると認められた後に、冊子の表紙に所属、肩書、氏名等を記載すること。**

* 1. 用紙の材質　下記の冊子保管用物品に入れて保管することから必要以

上に厚くする必要は無いが、６年程度は保存可能とすること。

マットコート紙７０ｋｇ以上を推奨する。

* 1. 部数　　２６，０００部
  2. 冊子が松戸市のホームページからダウンロードが可能なものとすること。
  3. 成果品の編集可能なファイルを松戸市に提供すること。

1. 防災啓発用品
   1. 大きさ　下記の（３）冊子保管用物品の中に収まる程度のもの。
   2. 内容　　上記防災啓発用冊子の内容を補完し、本啓発に資するもの。
   3. 備考　　食料品は除く
   4. 個数　　２６，０００個
2. 冊子保管用物品
   1. 大きさ　上記（１）と（２）が収納保管できること。
   2. 材質　　上記冊子が保管でき、かつ冊子保管用物品自体も６年程度耐

　　久性があること。

* 1. 形状　　家庭の中で原則決まった場所や位置に保管できるようにする

　　　ことで冊子の散逸を防ぎ、目に付くことができるようにすること。

繰り返し読めるように冊子の出し入れが容易にできること。この表側に保護者や児童が受け入れやすい防災用の標語などや図柄を表示し、防災に関する意識付けが継続できるようにすること。

* 1. 部数　２６，０００部

７　納品方法

上記防災啓発用冊子及び防災啓発用品を冊子保管用物品に入れた状態にして指定数量を各小学校宛に送付する。

８　版権及び著作権

本業務による版権及び著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、すべて松戸市に帰属するものとし、受託者は松戸市の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。